

京都市元離宮二条城大休憩所内店舗 運営事業者募集要項

1 目的

本募集要項は、元離宮二条城大休憩所内の物販店舗及び飲食店舗（イートイン）の両店舗の運営事業者を募集する手続について、必要な事項を定めるものです。

運営事業者の選定に当たっては、提案使用料の価額のみではなく、世界遺産・二条城が持つ本質的価値や魅力をより身近に感じていただき、さらなる入城者数の増加につながるような企画運営の提案を求め、プロポーザル方式により総合的に評価し、運営事業者を選定します。

2 募集する店舗

大休憩所内の物販店舗及び飲食店舗（イートイン）の両店舗の企画立案から出店、営業までの業務を一括で行い、国内外から訪れる来城者に、記念となる物品の販売や、城内での憩いの場を提供する事業者を募集します。

(1) 所在地

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城 大休憩所内

(2) 使用部分面積

物販店舗	・物販コーナー、収納、控え室、伝統の逸品コーナー 46.14㎡
飲食店舗	・イートインコーナー、サービスヤード、控え室 48.50㎡
コインロッカー スペース	13.25㎡
その他	・物販コーナー（条件付きエリア） 1.2㎡ ・ポスター掲示 （屋外）5.6㎡、（屋内）2.04㎡
合計	116.73㎡

(3) 使用料

基本使用料及び加算額を納入していただきます。各々の算出方法及び納入方法は、下記のとおりです。

なお、既納の使用料は、原則として還付しません。

ア 基本使用料

提案による入城者数1人当たりの単価（小数点以下第1位まで）に前年の入城者数（1人単位）を乗じた金額（円位未満の端数は切り捨て）となります。ただし、

行政財産の使用許可をするために、条例に基づき算定した額を最低使用料とし、提案により計算した使用料が最低使用料を下回るときは最低使用料を納入いただきます。

* 最低使用料は、4,430,343円/年額です。

なお、最低使用料は毎年度、再計算をしますので変動する場合があります。

* 基本使用料は、原則、年度毎の使用期間に応じて、年度毎に一括して納入していただきます。

イ 加算額

年間の売上額に提案による割合を乗じた金額について、加算額として納入していただきます。加算額は年間の売上額の確定後に一括納付していただきます。

(4) 使用期間

令和8年2月1日～令和9年1月31日

なお、それ以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、支障がないと本市が判断した場合、協議のうえ、使用許可を引き続き1年ごとに最長5年間まで更新します。

(5) 営業時間等

原則として、二条城の開城日に合わせて営業していただきます。時間は、午前8時45分から午後4時45分までとします（開城時間は午前8時45分から午後5時までですので、閉城に支障がないように運営してください。）。

また、夜間ライトアップ等、本市が通常の開城時間外に事業を行う際には、営業可能時間を拡大する場合があります。

なお、休城日である12月29日～12月31日は、店舗の営業はできません。その他に、本市の事業や管理上の必要により、店舗の営業ができない場合があります。

(6) 応募できない店舗の種類

ア 二条城内で運営される店舗としてふさわしくないもの

イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当するもの

ウ 社会通念上、公序良俗に反するもの

エ その他法令に違反しているもの

3 建物及び設備の条件

(1) 建物構造、階数

木造・平屋建

(2) 設備等の条件（「14 基本工事区分表」参照）

ア 店舗部分の内装及び設備工事における設計、施工、監理、必要な許認可申請（計画の変更を含む）については、運営事業者の負担及び責任により行っていただき、本市の指定する日以降に着工し、令和8年2月末までに完了していただきます。

「14 基本工事区分表」に従い、店舗使用者による工事（C工事）をお願いします。

イ 光熱・給排水関係

- ・電 気 キュービクルから引込み開閉盤まで本市にて施工
- ・ガ ス 外部配管プラグ止めまで本市にて施工（ガスメーターなし）
- ・給 水 計量器を経て床上にてプラグ止めまで本市にて施工
- ・排 水 床上にてプラグ止めまで本市にて施工

ウ 通信機器 個別契約（運営事業者と供給会社との直接契約になります。）

エ セキュリティ 個別契約（運営事業者と供給会社との直接契約になります。）

* 大休憩所出入口の錠錠、施錠及び電源元スイッチの管理については、運営事業者の責任により行っていただきます。詳細は本市との協議によります。

* 大休憩所自体にはセキュリティをかけていませんが、二条城全体としては、閉城時間帯は事務所に警備員2名を配置し、随時城内の巡回警備を行うとともに、夜間から早朝の無人時間帯には、主要な入退城口に設置している赤外線センサーによる警備も行っています。

オ 便 所 大休憩所南隣の来城者用トイレを御利用ください。

(3) 駐車場・駐輪場

駐輪場のみ有

ただし、開城時間前等において、搬出入、ゴミ処分業者等の車両の進入は可能です。

4 応募資格

(1) 応募できる方は、2年以上継続して適正に営業しており、かつ、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容に責任をもって実現できる事業者とします。

(2) 本公募は単体事業者に加え、共同企業体の参加も認めるものとします。共同企業体を構成して参加する場合にあっては、次の各号全てに該当することを要件とします。なお、転貸と見なされる行為は規則に抵触することとなりますので、御注意願います。

ア 共同企業体の協定書が、別紙1に示された様式に基づくものであること。

イ 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかであること。

ウ 共同企業体を構成する代表者又は構成員が、本公募の他の応募者（他の応募者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

(3) 応募事業者、もしくは共同企業体の代表者又は構成員の少なくともいずれか1者の本社が京都市内に存する（個人の場合は住民票が京都市内に存する）ことを要件とします。

(4) 応募事業者、もしくは共同企業体の代表者又は構成員が次の各号に該当する場合は、応募できません。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格

- 者名簿」という。)に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
- イ 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者
- ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- エ 事業者、役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

5 募集条件

- (1) 店舗内の仕上げ、造作及び設備の設置、取替え、管理に係る費用及び必要な許認可申請等は、原則として運営事業者の責任及び負担により行っていただきます。

詳細については、運営事業者決定後、本市との協議により決定します。

- (2) 運営事業者は、店舗運営業務（伝統の逸品販売を含む）の他に、来城者の手荷物管理のためコインロッカー運営及び手荷物預かり業務を併せて行っていただきます。業務に必要な機材の調達及び設置は運営事業者が行ってください。

ア 伝統の逸品販売業務

重要文化財の唐門をはじめとする建造物や、二の丸御殿の狩野派絵師たちによる障壁画などをデザインに活かした二条城オリジナルの伝統産業品を企画し、販売するものです。詳細は運営事業者決定後、説明させていただきます。

(参考URL https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/service/original_product/)

イ コインロッカー運営業務

コインロッカーは、サイズ大（100cm×34cm×57cm 程度）2個以上、サイズ中（80cm×34cm×57cm 程度）8個以上、サイズ小（40cm×34cm×57cm 程度）4個以上を設置し、来城者から利用料金を徴収してください。

ウ 手荷物預かり業務

- 来城者から利用料金を徴収し、手荷物を一時預かるサービスを実施してください。
- (3) 取り扱う商品は、二条城の本質的価値や二条城らしさを感じられるものとしてください。また、来城の動機付けになるような魅力あるものを企画提案してください。
- (4) 物販店舗、飲食店舗、コインロッカースペースのほか、運営事業者が希望する場合には、下記の箇所の利用も可能です。ただし、利用に当たっての条件が付されている箇所については、その条件を遵守していただきます。

ア 物販コーナー（条件付きエリア）

別紙2-2記載の箇所に物販コーナーを設置することができます。ただし、城内イベント等の都合により、当該箇所を使用する必要がある場合には、一時撤去を指示する場合がありますので、その際には、速やかに指示に従っていただきます。

物販用の棚等を設置する場合、すぐに撤去ができる設えとしてください。また、一時撤去をした場合でも当該期間に係る使用料の還付は行いません。

イ ポスター掲示

下記に記載の箇所にポスターを掲示することが可能です。掲示するポスターは、販売商品の紹介等、二条城に関連するものに限ります。二条城に関連のない内容のものや二条城での掲示にふさわしくないものの掲示は認めません。また、設置後の維持管理は、運営事業者の責任で行っていただきます。城内イベント等の都合により、当該箇所を使用する必要がある場合には、一時撤去又は移動を指示する場合がありますので、その際には、速やかに指示に従ってください。

なお、一時撤去又は移動をした場合でも当該期間の使用料の還付は行いません。

(ア) 屋外8箇所

別紙2-2記載の箇所にポスター掲示場所を設置することができます。設置物については、二条城事務所と事前協議のうえ設置してください。また、屋外であるため、飛散防止・落下防止等の安全対策は運営事業者の責任で確実に行ってください。

(イ) 屋内4箇所

大休憩所内の壁面等にポスターを掲示することができます。A1までのサイズで、枚数は4枚までとします。貼付位置は、二条城事務所と事前協議を行ってください。壁面に直接貼付することも可能ですが、塗装の剥離や破損等が発生しないよう、十分に注意をして掲示してください。万が一、塗装の剥離や破損等が発生した場合には、運営事業者の責任で原状回復していただきます。

- (5) 店舗内で専用使用する光熱水費（電気、水道、ガス）は、各店舗専用のメーターに基づき、本市が算定した金額を負担していただきます。
- (6) 休憩室部分（レクチャールーム、ベビールームを除く）について、通常の清掃、ごみ処理業務を運営事業者の負担で行っていただきます。詳細は本市との協議によります。（本市との間で、共用部分等の管理協定を締結していただきます。）
- (7) 飲食店舗サービスヤードで本格的に食材を加工すること（煮る、焼く等）はできま

せん。工場等で調理済みのものの再加熱（温めなおし）については可能ですが、火気の使用は認められません。提供する飲食物は、飲物、スイーツ、甘味等の喫茶の範疇に留めますが、工場で調理した製品（パン類、サンドイッチ等）の盛り付けは可能です。詳細は本市との協議によります。

なお、二条城では、原則として休憩所以外での飲食を禁止していることから、店舗で提供した飲食物が休憩所外へ持ち出されないよう、食器等を工夫して必ず回収するなど、管理を徹底してください。

- (8) 生ごみ・不燃ごみ・資源ごみについては、各自で処理してください。ただし、相談により、本市で処理することも検討します。この場合は、処理に係る費用について、本市の計算に基づき算定した金額を負担していただきます。
- (9) 体調不良者等を確認した場合には、自ら率先して救護活動を行うとともに、二条城事務所職員等、二条城運営スタッフと連携して対応に当たっていただきます。
- (10) 改正労働安全衛生規則（令和7年6月1日施行）に基づく熱中症対策を適切に実施してください。
- (11) 二条城は広域避難場所に指定されています。災害時には、入城者の避難誘導等の対応を行っていただくとともに、可能な範囲で、避難者・来城者への飲食物の無償提供等の支援協力をお願いします。

6 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）及び下記提出書類を持参又は郵送により、「16 問合せ及び提出先」へ提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留で送付してください。

<受付期間>

令和7年9月24日（水）から10月17日（金）まで 午後5時必着

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(2) 提出書類

次の書類を原本1部、写し5部の合計6部提出してください。京都市内に本社をおく事業者が共同企業体の構成員である場合は、当該事業者についても次のウ、エ及びオを提出してください。

ア 元離宮二条城大休憩所内店舗 運営企画提案書（様式2）

イ 収支計画書（様式任意）* 5箇年分の収支計画を記載してください。

ウ 履歴事項全部証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

エ 営業に必要な免許、許可等の写し

オ 会社（営業）概要（現在営業中の店舗の概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等）

カ 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

(ア) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 市民税又は法人市民税及び固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

キ 法人にあつては財務諸表（提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。）、個人にあつては直前2年間の確定申告書の写し

ク 誓約書（様式3）＊有資格者名簿に登載されている方は不要です。

ケ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式4）＊有資格者名簿に登載されている方は不要です。

コ 共同企業体での応募にあつては、共同企業体協定書（別紙1）

(3) 留意事項

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。

イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

ウ 提出されたすべての書類等は返却できません。

エ 提出期限以降におけるすべての提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けません。

オ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めません。

カ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は、失格とします。

キ 提出書類は、公文書公開請求があつた場合、公開することがあります。

7 質疑受付

(1) 受付方法

質問書（様式5）を作成のうえ、持参、郵送又はFAXにより、「16 問合せ及び提出先」へ提出してください。

FAXで提出された場合は、送付後、必ず電話により到達の確認をしてください。

(2) 受付期間

令和7年9月24日（水）から9月29日（月）午後5時まで。

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(3) 回答方法

受け付けた質問の回答は、京都市情報館及び元離宮二条城ホームページに掲載します。

8 審査

(1) 一次審査

元離宮二条城事務所において、提出書類により、応募資格の有無を確認します。また、応募者が6者以上の場合は、次項に定める評価基準に基づき、元離宮二条城事務

所により予備審査を行い、上位5者を選定します。一次審査通過者に二次審査日時を通知します。

参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。

(2) 二次審査

一次審査通過者に、提出書類及び面接による二次審査を行います。審査員3名により、次項に定める評価基準に基づき評価を行い、審査員全員の評価点の合計により、運営事業者及び次点者を決定します。

(審査日時・会場)

令和7年10月下旬 場所：二条城内レクチャールーム

9 評価基準

事業プラン評価（80点満点）と提案使用料評価（20点満点）に、加算点（最高10点）を加えた合計点により順位を決定します。

(1) 事業プラン評価（80点満点）

評価項目	内容	配点 (5段階評価)
1 経営状況等	経営状況の健全性・安定性、運営の実績	15点
	京都市内に本社又は主たる事務所があるか	5点
2 事業性	応募の動機、運営方針、事業プランの概要、店舗イメージ	10点
	売上計画の実現性、経営の見通し（年間）、事業展開イメージ、ターゲットとニーズの分析、集客アップのための工夫	10点
	サービスの質、人材育成・研修計画、多言語対応	10点
3 二条城にふさわしい獨創性	事業プランに二条城の魅力がどのように活かされているか（オリジナル商品やオリジナルメニュー等）	15点
	その他独自の創意工夫	10点
4 キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネー、交通系IC等の導入状況	5点

(2) 提案使用料評価（20点満点）

基本使用料について、入城者数1人当たりの単価（小数点以下第1位まで）を提案してください。※ただし、最低単価は8円とします。

基準となる入城者数は、前年の1月～12月までの1年間です。

(参考) 令和6年1月～令和6年12月の入城者数2,051,675人

<算出方法>

提案使用料評価点 = 20点 × (提案単価 - 最低提案単価) / (最高提案単価 - 最低提案単価)

※小数点以下切捨て

(例) 基本使用料(年額)の目安

(単位:千円)

提案単価 入城者数※1	8円	10円	12.5円	15円
500,000人	※4,000	5,000	6,250	7,500
750,000人	6,000	7,500	9,375	11,250
1,000,000人	8,000	10,000	12,500	15,000
1,250,000人	10,000	12,500	15,625	18,750
1,500,000人	12,000	15,000	18,750	22,500
1,750,000人	14,000	17,500	21,875	26,250
2,000,000人	16,000	20,000	25,000	30,000
2,250,000人	18,000	22,500	28,125	33,750
2,500,000人	20,000	25,000	31,250	37,500

※1 入城者数は1人単位まで計算します。

※2 P. 2記載の最低使用料を下回るため、初年度の使用料は4,431千円となります。次年度以降の最低使用料は毎年度、再計算をしますので変動する場合があります。

(3) 加算点(最高10点)

加算額について、年間の売上額に対する割合(小数点以下第1位まで)を提案してください。最低提案割合は、0.1%とします。提案いただいた割合に応じた点数を加算点として、評価点に合計します。順位は、評価点と加算点の合計額により決定します。

提案割合	加算点
年間売上の 0.1%以上 1%未満	0点
年間売上の 1%以上 2%未満	1点
年間売上の 2%以上 3%未満	2点
年間売上の 3%以上 4%未満	3点
年間売上の 4%以上 5%未満	4点
年間売上の 5%以上 6%未満	5点
年間売上の 6%以上 7%未満	6点
年間売上の 7%以上 8%未満	7点
年間売上の 8%以上 9%未満	8点
年間売上の 9%以上 10%未満	9点
年間売上の 10%以上	10点

10 運営事業者の決定

運営事業者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合、又は運営事業者を辞退した場合等については、次点者を運営事業者として決定します。

評価点は300点満点（100点×3人）中180点以上であることを選定の条件とし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、運営事業者を決定しない場合があります。

選定結果は、運営事業者決定後、二次審査通過者へ郵送により通知するとともに、京都市情報館及び京都市元離宮二条城ホームページに掲載します。決定は、令和7年11月中旬の予定です。（審査結果についての異議申立は受け付けません。）

なお、運営事業者の決定後に当該事業者が辞退の意向を示した場合、当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。また、当該事業者の決定を取り消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな運営事業者とするか、再公募を行うことがあります。

11 決定後の手続

- (1) 京都市公有財産規則に基づき、市有財産使用許可申請書を提出していただきます。

市有財産使用許可申請に当たっては、原則として保証人を立てていただく必要がありますのでご留意ください。保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす方である必要があります。

ア 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。

イ 使用料等の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※ 保証人を立てることが困難な場合は、使用料の年額1/4相当の保証金を使用前に納付する必要があります。

- (2) 使用許可書発行後、内装工事等に着手していただきます。

なお、次の場合には、運営事業者としての決定を取り消しますので御注意ください。

ア 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じない場合

イ 運営事業者が、資金状況の変化等により店舗の運営ができないとみなされる場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

12 特記事項

- (1) 現在、清流園内の茶室「和楽庵」において茶房が運営されていますので、飲食店舗については、サービス内容が競合することも考慮したうえで営業計画等を立てるようにしてください。

- (2) 酒類については、販売することは可能ですが、城内での飲酒は節度あるもの（1人当たりビール1杯、日本酒1合程度）とするよう利用者に周知してください。

タバコ類は販売できません。また、本市が好ましくないと判断した物品については、

販売を禁止する場合があります。

13 その他

(1) 許認可等の取得

営業に関して許認可等を必要とする業種については、運営事業者の責任において取得してください。また、店舗の営業開始までにその写しを本市に提出していただきます。特に飲食店舗については、提供するメニューによって許認可の内容が異なり、また、物販店舗においても、食品を販売する場合は手続きが必要になりますので、応募する段階で、京都市保健福祉局に御確認ください。

(2) 滞納等による契約解除

使用料等を滞納した場合や施設内の秩序を乱す行為があった場合、店舗部分を公用、公共用として利用する必要が生じた場合は、契約解除することがあります。

(3) 権利譲渡の禁止

運営事業者は、使用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸、又は担保の用に供する等の処分をすることはできません。

(4) 売上げの報告

別に定める方法により、毎月の売上げを報告していただきます。

(5) その他

ア 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

イ 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。

ウ 本件に応募し、運営事業者を選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、店舗の運営ができない場合があります。

エ 運営事業者が、次のいずれかに該当したときは使用許可を取り消すことがあります。なお、この場合、本市に損害が生じたときは、運営事業者はその損害を賠償しなければなりません。

(ア) 使用許可条件に違反したとき

(イ) 本市の更生指示に従わないとき

(ウ) 運営事業者の財産状態が悪化し、又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき

オ 運営事業者は、使用期間が満了した場合、使用期間内に中途退去される場合、又は使用許可を取り消された場合には、本市が指定する期日までに自己の負担で原状回復し、返還していただきます。

14 京都市元離宮二条城大休憩所内店舗 基本工事区分表

	工事部位	A 工事 (京都市施工)	C 工事 (運営事業者による施工)	
建築 (共通)	床	コンクリート直押え	仕上げ (A 工事以外のすべて)	
	一般壁	荒壁パネル設置	仕上げ (A 工事以外のすべて)	
	小屋裏仕切壁 (防火壁)	石膏ボード t=12.5 mm	仕上げ (A 工事以外のすべて)	
	控え室・サービス ヤード外周壁	構造用合板 t=9 mm	仕上げ (A 工事以外のすべて)	
	店舗部分天井	小屋組現し・化粧野地板	そのまま使用 (天井設置は不可)	
	控え室・サービス ヤード天井	垂木・野地板現し	仕上げ、天井設置等すべて	
	建具	外部建具 AD-1、WW-4、WW-5	—	—
		フロントサッシュ AD2 (店舗と休憩室の境界に設置する折戸)	—	*店舗内の内装仕上げに際しては、当該建具の引込みに支障のない納まりとすること。
		小屋裏格子パネル WD-4	—	—
店舗サイン	—	すべて		
家具・什器備品	—	すべて		
電気設備 (共通)	動力設備	開閉器盤屋外設置、引込み線用スリーブ (C 5 1) × 2 設置、三相 3 線 2 0 0 V 主幹 MCCB3P100AF100AT×2	A 工事以外のすべて	
	電灯設備	開閉器盤屋外設置、引込み線用スリーブ (C 5 1) × 2 設置、単相 3 線 2 0 0 V / 100V 主幹 MCCB3P100AF50AT×2	A 工事以外のすべて (照明、コンセント等のすべて)	
	空調換気設備	店舗部分 (厨房、控え室含む) はなし。休憩室部分に吹出し口あり	すべて	
	通信設備	—	すべて (電話、放送、インターホン、機械警備等)	
	火災報知設備	休憩室部に総合盤設置、小屋組現し部に煙感知器 ベビールーム部に熱感知器設置	物販、イートインコーナー、各控室、サービスヤードに感知器を設置、 A 工事総合盤に接続を想定、詳細は消防署協議の上、決定すること。	

機械設備 (物販)	給水設備	屋外引込みから量水器を経て控え室手洗器想定箇所の床上プラグ止め (25 mm)	A 工事以外のすべて
	排水設備	控え室手洗器想定箇所の床上プラグ止め (50 mm)	A 工事以外のすべて
	衛生器具	—	すべて
	ガス設備	屋外配管プラグ止め (空調用、32mm)	ガスメーター含むすべて
機械設備 (飲食)	給水設備	屋外引込みから量水器を経て厨房流しシンク想定箇所及び手洗器想定箇所の床上プラグ止め (25 mm)	A 工事以外のすべて
	排水設備	厨房流しシンク想定箇所及び手洗器想定箇所の床上プラグ止め (65 mm、50 mm) 厨房床排水口土間ピット内プラグ止め (50 mm)	A 工事以外のすべて * 床仕上げ時に排水管掃除口 (COA75) を設置すること
	厨房器具	—	すべて
	衛生器具	—	すべて
	ガス設備	屋外配管プラグ止め (空調用、25mm)	ガスメーター含むすべて

A 工事とは京都市の費用負担による京都市施工工事をいう。

B 工事とは運営事業者の費用負担による運営事業者施工工事をいう。(京都市の資産)

C 工事とは運営事業者の費用負担による運営事業者施工工事をいう。(運営事業者の資産)

※1 上記の表に記載以外の項目は、原則として、現状のまま利用していただくことになります。

※2 床コンクリートの掘削、壁面パネル・ボード類の削孔は原則として認められません。(コンセントボックス用等の小規模なものを除く)

※3 設置設備・工事内容等は、本市と協議のうえ、決定していただきます。

15 主なスケジュール (予定)

内 容	日 程
応募申込受付期間	令和7年9月24日(水)～10月17日(金)
質疑受付期間	令和7年9月24日(水)～9月29日(月)
質疑回答	令和7年10月3日(金)
一次審査	令和7年10月中旬
二次審査	令和7年10月下旬
運営事業者の決定	令和7年11月中旬(予定)
二条城との調整会議	運営事業者決定後
使用許可申請書提出	令和7年11月下旬(予定)
使用許可書発行	令和7年12月(予定)

店舗内装工事等	令和8年2月(予定)
営業開始	令和8年3月(予定)

16 問合せ及び提出先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城事務所(担当:遠藤・佐藤)

電話番号 075-841-0096

FAX番号 075-802-6181